

月次総会議事録

令和7年(第5回)加古川市農業委員会月次総会
令和7年5月26日(月)

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

4 道清 真有子

事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	池田 健司	主査	橋本 英
主査	新濱 邦大		

現地調査(西地区)

5月20日(火) 午前8時50分から

丸山副会長、堀江農地委員長代理、都倉澄子委員、都倉正委員、事務局3名

現地調査(東地区)

5月20日(火) 午後1時15分から

丸山副会長、堀江農地委員長代理、橋本委員、東田委員、事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和7年第5回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 16名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、9番 藤原 正樹 委員、10番 都倉 澄子 委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第52号を議題といたします。
議案第52号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め
ること。

1 加古川町木村 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
さんへ。新設農家。

2 神野町神野 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
さんへ。

3 平荘町養老 []、 [] 平米。 [] さんから、 []
[] さんへ。新設農家。

4 上荘町薬栗 []、 [] 平米 外1筆、計 [] 平米。株
式会社 [] から、 [] さんへ。新設農家。

議案書 2 ページ、審議参考資料 2 ページをご覧ください。

5 志方町志方町 []、 [] 平米 外 1 筆、計 [] 平米。

[] さんから、 [] 株式会社へ。農地所有適格法人。

6 志方町成井 []、 [] 平米、外 1 筆、計 [] 平米。

[] さんから、 [] さんへ。

7 志方町横大路 []、 [] 平米。 [] さんから、

[] さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

なお、新設農家のうち 4 番の案件については、新規就農にかかる聞き取り調査を実施しています。また、1 番及び 3 番の案件については、取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新規就農にかかる聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料 1～2 ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第 3 条第 2 項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、4 番の案件について、新設農家の聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号 10 番 都倉澄子です。5 月 20 日火曜日、午前 11 時 10 分より、丸山副会長、堀江委員、都倉正委員と私、事務局 2 名の合計 6 名で、議案第 52 号 4 番の譲受人である、 [] さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

申請地は、 [] 名義の農地ですが、 [] さんが申請し、今回初めて農地を取得することになりました。農業経験はありませんが、兵庫県農業大学校を卒業し、トマト農家さんでの研修を経て、現在は、兵庫楽農生活センターで農業の勉強をされているとのことでした。

作付け予定の作物はホウレンソウと小松菜で、 [] さんが主体となり、両親と協力しながら取り組まれるとのことでした。申請地には、 [] が設置した農業用ハウスがあり、それを活用して栽培を行うとのことでした。販売先については、JA 兵庫南のふぁーみんショップや、ヤマダストアーと話を進めているようです。

農機具については、トラクターなどの必要な機材を確保する予定で、将来的には、事業が軌道に乗れば規模拡大も視野に入れているとのことでした。

水管理のルールについては、地元の役員に確認しており、申請農地周辺の状況も十分に把握されているとのことでした。これらのことから、新設の農家として地域調和要件、営農計画にも問題はないと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第52号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第52号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第52号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第53号を議題といたします。

議案第53号の9件については、4月11日から5月12日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第54号を議題といたします。

議案第54号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書6ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。

この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようとして申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 西神吉町岸■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さん。露天資材置場用地及び露天駐車場用地。

2 志方町東中■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さん。通路及び庭用地。始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査された西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年5月20日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、都倉澄子委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第54号の1番。申請の土地の位置は岸の南西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

次に、議案第54号の2番。申請の土地の位置は東中の西、現況は通路。申請地の周囲は、東が宅地、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第54号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第54号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第54号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第55号を議題といたします。
議案第55号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町神吉■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■平米。■■■■■■■■■■さんから、■■■■■■■■■■株式会社へ。露天資材置場用地。

2 志方町畑 [REDACTED]、外1筆。計 [REDACTED] 平米。 [REDACTED] さん外1名から、株式会社 [REDACTED] へ。非F I T太陽光発電施設用地。隣接同意不添付。疎明書添付。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査された西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉澄子です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年5月20日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、都倉正委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。

議案第55号の1番。申請の土地の位置は神吉の南東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が雑種地、南が宅地、北が水路・道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

次に、議案第55号の2番。申請の土地の位置は畑の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が山、南が畑、北が農道となっており、隣接農地への影響はないものと思われまます。地元立会委員は、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、2番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

堀江委員 議席番号1番 堀江です。議案第55号の2番について、一部の隣接農地所有者の同意書の添付がなく疎明書が提出されている件について、5月20日火曜日に、丸山副会長、都倉正委員、都倉澄子委員と私、事務局2名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者については、事務局からそれぞれ住んでいる可能性があると思われるところに文書を送りましたが、所在が判明せず、聞き取りは行えませんでした。

次に、転用事業者の申請代理人の山崎行政書士から聞き取りを行いました。同意書が添付されていない理由について、まず [REDACTED] については、所有者の4世代下の方にお会いできましたが、押印は難しいと言われたとのことでした。次に [REDACTED] については、所有者が入院中のためお会いできず、町内会長を通じて問題ないと言っていたとのことですが、押印はいただけ

ていないとのことでした。

このたび同意書をいただけていない2筆については、耕作されていなかったり、申請地との間に段差があるなどしており、同意書は添付されていませんが、事業によって著しい営農に対する支障があるとは思いません。また、その他の関係者の同意は得られていることから、周辺農地に対する農業上の大きな支障はないと思われます。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第55号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第55号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第55号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第56号を議題といたします。
議案第56号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書8ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、農地等の転用目的で競売に参加するために、農地法第5条の規定による県知事の買受適格証明の認定を受けようとするもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第56号 農地等の転用目的で競売に参加するための買受適格証明交付申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野■■■■■■、■■■■■■平米。申請者 ■■■■■■さん。露天資材置場用地。農地法5条許可。

この案件につきましては、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

なお、この案件について可決され、申請者が落札された後、農地法第5条

許可申請書が提出されましたら、内容が変わらない限り、委員会上程はなしに、ただちに県に進達し、許可書が交付されることとなります。その際は直近の月次総会で報告させていただきます。以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査された東地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年5月20日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第56号の1番。申請の土地の位置は大野の中、現況は雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、庄司委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第56号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第56号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第56号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第57号を議題といたします。

議案第57号の2件については、4月11日から5月12日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第58号を議題といたします。

議案第58号の10件については、4月11日から5月12日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第59号を議題といたします。

議案第59号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書13ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第59号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 平荘町養老■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■

■■■■さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、平荘町地区の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年4月29日、調査は都倉澄子委員、道清委員、藤原推進委員、来田推進委員と私の5名で実施しました。

議案第59号の1番。申請の土地の位置は養老の東、申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第59号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第59号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第59号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第60号を議題といたします。

議案第60号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書14ページ、審議参考資料7ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第60号 非農地証明願承認のこと。

1 八幡町上西条■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和42年2月頃より。

2 平荘町養老■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和50年頃より。

3 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和52年頃より。

いずれの案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年5月20日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、橋本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第60号の1番。申請の土地の位置は上西条の東。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、馬田委員、前田委員、八代醍推進委員、松尾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番、3番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉正委員 議席番号2番 都倉正です。現地調査の結果を報告します。

まず、議案第60号の2番について報告します。調査日時は令和7年4月29日、調査は都倉澄子委員、道清委員、藤原推進委員、来田推進委員と私

の5名で実施しました。申請の土地の位置は養老の東、申請地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われま

次に、議案第60号の3番について報告します。調査日時は令和7年5月20日、調査者は、丸山副会長、堀江農地委員長代理、都倉澄子委員と私、事務局3名の、合計7名で実施しました。申請の土地の位置は横大路の東。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第60号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第60号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第60号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第61号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

この議案につきましては、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除について、県知事の許可を受けようと申請されたものです。

しかしながら、別の法的手段により進めていくことも検討されているため、許可権者である兵庫県に相談したところ、今回の総会で審議することが適当ではないとのアドバイスがありました。

ついては、議案第61号については、議案から削除願います。

議長 議案第61号については以上といたします。

議長 次に、議案第62号を議題といたします。

議案第62号の1件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第63号を議題といたします。

議案第63号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書17ページをご覧ください。

この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、市街化区域外の農地については、生涯、それぞれ自ら耕作するとして、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第63号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 野口町長砂■■■■、■■■■平米。相続人 ■■■■さん、被相続人 ■■■■さん、同居。

なお、この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告をいただいております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第63号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第63号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第63号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時2分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和7年5月26日

署名委員（9番）

署名委員（10番）